# 「贈りたい本大賞-大切な人に贈りたい1冊-」 募集要項



## 1 趣旨

大切な人に本を贈ることは、あなたの"想い"を伝えることです。 本は、あなたと贈られた人との心を通い合わせ、絆を深めます。 愛する人へ、大切な家族へ、可愛い孫へ、かけがえのない友へ…。 もしあなたが様々な場面で、大切な人に本を贈るとしたら、どんな本を、 どのような理由で贈りますか?

県立図書館では、「贈りたい本大賞」の募集を行います。

## 2 募集内容

次の6部門から1つを選んで、書名、著者名、150字以内の推薦文(その本を選んだ理由、贈りたい理由)をお送りください。

- 1 親へ贈りたい本
- 2 夫または妻へ贈りたい本
- 3 子どもへ贈りたい本
- 4 孫へまたは孫からおじいちゃん・おばあちゃんへ贈りたい本
- 5 恋人、片思いの人へ贈りたい本
- 6 友だち、先輩・後輩へ贈りたい本
- ・日本で出版された本(コミックを除く全ジャンル)で、実際に贈ることを 想定して、できるだけ書店で手軽に入手できるものから選んでください。
- ・推薦文は自作で未発表のものに限ります。
- ・どなたでも、おひとり何点でも応募できます。

## 3 募集期間

平成26年9月20日(土)~11月15日(土)

#### 4 応募方法

県立図書館および県内公立図書館等にある応募用紙に記入し、郵送、FAX、メール、県立図書館への持参の何れかによりお送りください。 応募用紙は、県立図書館のホームページからもダウンロードできます。

### 5 選考

選考委員が各部門から5点程度選考します。 選考後、候補作を公開し、一般投票を行った上で大賞を決定します。

## 6 発表・表彰

各部門大賞者には直接通知するほか、県立図書館ホームページ等で発表します。

また、平成27年2月15日(日)に開催する、「やまなし読書活動促進 事業サードステージ」において表彰します。

各部門大賞者には賞状と図書カード(1万円)を贈呈します。

一般投票者の中から若干名に記念品を贈呈します。

## 7 その他

- ①応募された推薦文の著作権は山梨県に帰属します。
- ②推薦文は返却いたしません。
- ③推薦文の著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- ④推薦文は他者の権利を侵害していないものとします。
- ⑤条件を満たしていないものについては、受賞を取り消す場合があります。
- ⑥応募者の氏名、住所(市区町村まで)を報道・広報誌・ホームページに 公表させていただく場合があります。
- ⑦応募者の個人情報は適切に管理し、この事業以外の目的で使用すること はありません。

## 8 応募先・問い合わせ先

山梨県立図書館 総務企画課企画振興担当

〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8-1

電話 055-255-1040 FAX 055-255-1042

E-mail shinko@lib.pref.yamanashi.jp

URL http://www.lib.pref.yamanashi.jp/